

## 【構造関係】建築物に係る建築規制の概要

### ○積雪荷重関係(建築基準法施行令第86条)

大崎市建築基準法施行細則抜粋(第21条)

第21条 政令第86条第2項ただし書の規定による市長が指定する多雪区域は、別表第2に定める数値が1メートル以上の区域とする。(下記表着色部)

- 2 前項の多雪区域における積雪の単位重量は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき、垂直積雪量が1メートル以上2メートル未満の場合にあっては垂直積雪量に10ニュートンを乗じた値に10ニュートンを加えた数値以上、垂直積雪量が2メートル以上の場合にあっては30ニュートン以上としなければならない。
- 3 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、別表第2に定める数値とする。

大崎市建築基準法施行細則抜粋(別表第2)

区分	区域	垂直積雪量 (m)
1	古川及び三本木の区域のうち東北新幹線の西側の区域	0.6
2	岩出山の区域	0.75
3	鳴子温泉字野際,天神,坂ノ上,川袋,田中,関口,滝岸,前森,大尺,木戸脇,小室,小室山,沢目木,前山,山際,水沼,畑山,中道,月山,堤下,原崎,黒崎,鶴田,竹原,境松,日向山,新小身川原,小身川原,南山,和田,不動山の区域	1.2
4	鳴子温泉字赤湯,鷺ノ巣,赤這,中野,沼井,馬場,要害,石ノ梅,上ノ原,沢,入沢,新田,通原,築沢,玉ノ木,川渡,横山,久田,蓬田,上川原,町西,町下,新町下,町,原の区域	1.5
5	鳴子温泉の区域のうち3と4に掲げる区域以外の区域	$0.002 \times \text{標高} + 1.4$
6	1から5に掲げる区域以外の区域 (古川及び三本木の区域のうち東北新幹線の東側,松山,鹿島台,田尻の区域)	0.4

### ○風圧力関係(建築基準法施行令第87条)

・地表面粗度区分(平成12年5月31日建設省告示第1454号 第1 第2項)

地表面粗度区分		Zb(m)	ZG(m)	$\alpha$
III	地表面粗度Ⅰ,Ⅱ又はⅣの区域以外の区域(大崎市該当)	5	450	0.20

・Gf(平成12年5月31日建設省告示第1454号 第3項)

地表面粗度区分	H	(1)	(2)	(3)
		10以下の場合	10を超え40未満の場合	40以上の場合
III		2.5	(1)と(3)とに掲げる数値を直線的に補間した数値	2.1

・V0(平成12年5月31日建設省告示第1454号 第2)

(1)	(2)から(9)までに掲げる地方以外の地方(大崎市該当)	30m/s
-----	------------------------------	-------

### ○凍結深度(平成12年5月23日建設省告示第1347号)

大崎市では凍結深度を設定していません。

設計者が敷地の実況を調査士,自らの判断により凍結深度を設定していただくようお願いいたします。